平成２７年（フ）第１６８号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽1362番地２
債務者　菊地　栄子（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
埼玉県熊谷市銀座５丁目６番３号　日成マンション405号室、旧住所埼玉県行田市清水町９番地７　プロスペリティ101
債務者　青山　英美（旧姓萩原）
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２３６号
千葉県八千代市勝田台３丁目34番地11
債務者　冨岡　良行
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２４４号
千葉県市原市中高根1157番地39
債務者　野口　君子
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２５５号
千葉市若葉区小倉町1763番地13　オアゾ桜木322号
債務者　藤巻　　浩
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２７４号
千葉市若葉区小倉台４丁目18番３号　ビバライフ小倉台207号
債務者　小松　邦孝
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３０２号
千葉市美浜区幸町２丁目16番９棟409号
債務者　相葉　勝文
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５１５号
川崎市中原区上小田中１丁目30番16号　ＨＡＮＡ202
債務者　宮里　和代
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
川崎市中原区宮内２丁目23番３－106号　宮内ハイツ、前住所川崎市中原区宮内１丁目７番55号　レモンハウス201
債務者　伊藤ゆかり（旧姓寺山）
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５４号
川崎市高津区新作３丁目15番３号　クラウンハイム多摩川212
債務者　金野　　満
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６８号
川崎市高津区下作延４丁目21番３号　Ｍ’Ｓ206
債務者　澁谷　　誠
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１０７号
川崎市高津区上作延146番地　溝の口コーポラス208
債務者　稲嶺　香苗（旧姓比嘉）
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
川崎市川崎区日ノ出１丁目17番６－207号　パレス日ノ出、前住所横浜市鶴見区鶴見中央４丁目８番２－401号
債務者　狩野　雅俊
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
川崎市幸区南幸町１丁目38番地202
債務者　中久保美香
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５２号
川崎市宮前区土橋７丁目22番地30　カーサ・デル・カスターニョ106、前住所東京都世田谷区代沢３丁目５番３号　トライアッド203
債務者　永池　雅子
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１９６号
川崎市高津区上作延200番地９　エスペランザ302
債務者　菅井　延幸
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２００号
川崎市多摩区登戸1792番地２　グランドゥール登戸305
債務者　千葉　　誠
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産